

青梅市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、扶養手当、地域手当および管理職員特別勤務手当を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項第 1 号中「配偶者、」を削り、「前項第 1 号および第 3 号から第 6 号まで」を「前項第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項第 2 号中「前項第 2 号」を「前項第 1 号」に、「9, 0 0 0 円」を「1 3, 0 0 0 円」に改める。

第 8 条第 3 項第 3 号および第 4 号中「配偶者、」を削る。

第 8 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 5」を「1 0 0 分の 1 6」に改める。

第 8 条の 3 第 1 項第 2 号中「、配偶者」の次に「（届出をしないが事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 17 条の 3 第 2 項中「勤務を要しない日または休日以外の日の午前零時から午前 5 時までの間」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（勤務を要しない日または休日に含まれる時間を除く。）」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「定める額」の次に、「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあつてはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号ただし書を削る。

（青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 16 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 8 条の 2 中「、配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 14 条の 2 第 2 項中「勤務を要しない日または休日以外の日の午前零時から午前 5 時までの間」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（勤務を要しない日または休日に含まれる時間を除く。）」に改める。

（青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和 3 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 12 条第 2 項中「勤務を要しない日または休日以外の日の午前零時から午前 5 時までの間」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（勤務を要しない日または休日に含まれる時間を除く。）」に改める。

第 16 条第 2 項中「が配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 2 施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 条の規定による改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例第 7 条および第 8 条の規定の適用については、第 7 条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第 3 項中「(2) 扶養親族たる子（前項第 1 号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 1 3, 0 0 0 円」とあるのは

「(2) 扶養親族たる子（前項第 1 号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 1 1, 5 0 0 円

(3) 扶養親族たる配偶者（前項第 6 号に掲げる扶養親族たる配偶者をいう。） 3, 0 0 0 円（行（一）4 級等職員の扶養親族たる配偶者にかかる扶養手当は支給しない。）」

とし、第 8 条第 3 項第 3 号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等（前条第 2 項第 2 号から第 6 号までに掲げる者をいう。以下同じ。）」と、同項第 4 号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等」とする。

- 3 施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 2 条の規定による改正後の青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

- 4 施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 3 条の規定による改正後の青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、「(5) 重度心身障

害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。